

春日井市障がい者総合福祉計画具体的施策の進捗状況

令和3年9月

春日井市健康福祉部障がい福祉課

※令和2年度中から令和3年6月までに取り組んだ内容及び今年度中に取り組む内容について、記載しています。
 ※取り組みの◎は第5次計画における新規の取り組みです。

1 生活支援

基本的方向	施策	取り組み	令和3年度進捗状況
① 障がい福祉サービスの充実	ア 居宅介護、生活介護、計画相談支援等の事業拡大や受け入れ体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県が行う障がい福祉サービス事業所に対する実地指導に同行し、指導します。 ・障がい者福祉施設整備補助を行います。 ・地域自立支援協議会でサービスの量的・質的な調査を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度中に共同生活援助(グループホーム)2か所、生活介護1か所を整備しました。 ・引き続き、地域自立支援協議会運営会議で日中活動資源調査を実施するとともに、障がい児通所支援等事業所連絡会及び就労系事業所連絡会において、事業所ガイドの更新のための調査を実施します。
	イ 計画相談支援の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・計画相談支援を周知します。 ・基幹相談支援センター及び障がい者生活支援センターによる指定特定相談支援事業所への助言を行います。 ・相談支援専門員の増員及び指定特定相談支援事業所の増設を積極的に進めます。 ・指定特定相談支援事業所の空き状況を集約し、計画相談支援の利用を促進します。 ・地域自立支援協議会で進捗管理を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画相談支援利用の定着が進むよう、障がい福祉サービス事業者への周知を行い、サービス利用者が相談支援専門員に繋がるよう基幹相談支援センターしゃきょうが実施するマッチング機能の支援、相談支援専門員のバックアップ体制の構築を図っています。 ・相談支援連携部会において、指定特定相談支援事業所のニーズに沿った研修等を実施し、相談支援専門員の知識向上をはかるとともに連携を高めます。 ・愛知県相談支援従事者研修(初任者研修・現任研修)について、各事業所へ案内するとともに、初任者研修を修了した者が所属する法人に対し、指定特定相談支援事業所の立ち上げ・体制拡充の依頼を行っています。
	ウ 相談支援専門員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県社会福祉協議会等の研修への参加を促します。 ・地域自立支援協議会で事例検討や学習会を開催します。 ・相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導・助言を行い、地域の相談支援体制を強化します。 ◎ 基幹相談支援センターが基幹型地域包括支援センターと共同し、複合的なケアや制度の狭間に置かれている人の支援などに関する専門職研修を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者生活支援センター連絡会、相談支援連携部会、地域自立支援協議会において、相談員や関係機関による個別事例の検討及び情報共有を行っています。 ・複雑な問題を抱える事案に対し、課題や関係機関の役割を整理し、関係機関が連携して支援を行うための体制を構築するために検討会を開催しました。関係機関が抱える課題を共有し、引き続き、体制の構築のための検討を行います。また、相談支援機関の職員と共同で、重層的支援体制整備に向けた継続的な人材育成、研修の実施体制のあり方を検討するため、市の福祉・教育・子ども担当課の他、社会福祉協議会や障がい者生活支援センター、地域包括支援センターの各職員で構成される地域支援研究会を創設し、会議を開催しています。
	カ 居宅介護、生活介護等の指定基準遵守及び利用者のニーズの聴取	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県が行う障がい福祉サービス事業所に対する実地指導に同行し、指導します。 ・地域自立支援協議会で利用者のニーズ調査を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、日中活動資源調査を実施し、特別支援学校卒業生の進路状況等から利用者のニーズ及び資源の過不足を把握し、ホームページにより公表を行います。

基本的方向	施策	取り組み	令和3年度進捗状況
① 障がい福祉サービスの充実	キ 地域移行支援、地域定着支援の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関と連携し、地域移行支援の利用を促進します。 ・ 地域定着支援の利用を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入所している精神障がい者等につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行っています。 ・ 居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行っています。
	ク 地域生活支援拠点の運用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所や医療機関など関係機関と連携し地域生活支援拠点を運用します。 ◎ 緊急時に一時保護する居室を確保します。 ◎ 宿泊体験用のグループホームの居室を確保します。 ◎ 休日の相談支援体制を確保します。 ◎ 賃貸住宅を利用してひとり暮らし体験を行った際の家賃の助成について検討します。 ◎ 地域生活支援拠点の運用状況について定期的に検証します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域自立支援協議会委員として関係機関に参加していただき、地域生活支援拠点等についての情報共有を図っています。 ・ 令和3年度より、短期入所の居室1室を常時確保し、緊急時に24時間体制で一時保護しています。 ・ 令和3年度より、グループホームの居室を男女各1室確保し、いつでも宿泊体験ができる場を提供しています。 ・ 令和3年度より、障がい者生活支援センターかすがいにおいて土曜日、日曜日にも相談に応じるとともに、緊急で一時保護された方やひとり暮らし体験をされた方の今後の生活について、コーディネートを行っています。 ・ 令和3年度より、賃貸住宅を体験利用した際の家賃を助成することにより、一人暮らし等への生活の場の移行を支援しています。 ・ 令和3年度より、地域自立支援協議会において運用状況を定期的に検証し、地域課題の把握や検討を行います。
	ケ 共生型サービスの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある人が介護サービス移行後も使い慣れた事業所においてサービスを利用できるよう支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、障がい者総合支援法若しくは児童福祉法の指定を受けている事業所の共生型サービスの指定を行います。

基本的方向	施策	取り組み	令和3年度進捗状況
② 地域生活支援事業の充実	ア 意思疎通支援、日常生活用具給付等事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所に手話通訳者を設置します。 ・医療機関などへ手話通訳者や要約筆記者を派遣します。 ・代読・代筆支援を行います。 ◎ 暗所視支援眼鏡等を日常生活用具の対象として検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォンやタブレットの画面を介した手話通訳を実施しています。 ・令和3年度より、日常生活用具の品目について、暗所視支援眼鏡、音声色彩判別装置、視覚障がい者生活支援用具を追加しました。引き続き、対象品目等の拡充について検討します。
	イ 移動支援、地域活動支援センター、日中一時支援、訪問入浴(以下「地域生活支援サービス」という。)の事業の拡大や受け入れ体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業所への実地指導を行います。 ・地域自立支援協議会でサービスの量的・質的な調査を実施します。 ◎ 移動支援のヘルパーの増員について、事業所への働きかけを行います。 ・精神障がいに対応した地域活動支援センターの拡充について検討します。 ◎ 訪問入浴の拡充について検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ・1-①-アに同じ ・訪問入浴の1か月あたりの利用回数の拡充と、事業者の新規参入を促すため事業費の増額について検討しています。
	ウ 地域生活支援サービスの専門的人材の育成・確保及び質的向上	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業所への実地指導を行います。 ・地域自立支援協議会で講演会や研修会を実施します。 ・多職種間の連携を図ります。 ◎ 障がい福祉の職場について広報します。	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者生活支援センター連絡会及び基幹相談支援センターが講演会や研修会を実施しています。また、障がい児通所支援等や日中活動系事業所の自主的な連絡会の運営をサポートし、事業所間の情報共有や研修を実施します。
	キ 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターの周知	<ul style="list-style-type: none"> ・広報及びホームページに掲載します。 ・障がい福祉サービスガイドで周知します。 ・医療機関等へ周知します。 ・基幹相談支援センター等で家族向けの交流・学習の機会を提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、ホームページやサービスガイドに掲載し、周知します。 ・当事者の家族や市民向けの講習を実施します。
③ 自立した生活を支えるサービスの推進	ウ 日常生活支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の利用を促進します。 ・寝具乾燥サービスを実施します。 ・車椅子の貸出を実施します。 ・配食サービスの費用を一部助成します。 ・緊急通報システムを設置します。 ・さわやか収集事業を実施します。 ・ヘルプマーク、ヘルプカードを配布し、利用を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度より、配食サービスの回数を週4回から5回に拡充しました。 ・引き続き、ヘルプマーク及びヘルプカードの配布及び普及啓発を行います。
	ケ 歩行訓練の実施	◎ 視覚障がいのある人の歩行訓練の実施を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度より、視覚障がい者ヘリハビリテーションワーカー等の訓練士を派遣し、白杖を使用した訓練や、目的地までの経路習得の訓練等を行っています。

2 障がい児の支援

基本的方向	施策	取り組み	令和3年度進捗状況
① 障がい児支援の充実	ア 児童発達支援、放課後等デイサービス、障がい児相談支援、保育所等訪問支援等の事業拡大や受け入れ体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県が行う障がい児通所支援事業所に対する実地指導に同行し、指導します。 ・重症心身障がい児に対応可能な事業所を確保します。 ・地域自立支援協議会でサービスの量的、質的な調査を実施します。 ・保育所等訪問支援の利用を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1-①-アに同じ ・保護者、保育園、幼稚園、小中学校、特別支援学校に対してサービスガイド等により事業を周知します。 ・令和3年度より、第一希望の家に児童発達支援センターを設置し、地域の障がい児やその家族の相談支援や障がい児を預かる施設への援助・助言を行うとともに、障がい児相談支援、保育所等訪問支援を実施し、事業を利用する障がい児やその家族に対する支援を行っています。
	エ 児童発達支援、放課後等デイサービス、障がい児相談支援、保育所等訪問支援等の専門的人材の育成・確保及び質的向上	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県が行う障がい児通所支援事業所に対する実地指導に同行し、指導します。 ・地域自立支援協議会で講演会や研修会を実施します。 ・愛知県の障害児等療育支援事業に協力します。 ・多職種間の連携を図ります。 ◎ 障がい福祉の職場について広報します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1-②-ウに同じ ・身近な地域で療育指導や相談等が受けられるよう、愛知県医療療育総合センターと連携し、ケース検討会やグループ相談会等を実施します。
	オ サポートブックの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・サポートブックの積極的な活用を促進します。 ・保育園、幼稚園、小中学校、特別支援学校へ周知します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページに掲載するほか、特別支援学級のコーディネーターを対象とした研修会や春育フェアにおいて、保育園、幼稚園、学校関係者へ周知するとともに、見本を配布します。
	カ 児童発達支援センターを中核とした支援体制づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターを中核とした支援体制により、障がい児通所支援事業所との連携を強化します。 ◎ 第一希望の家に児童発達支援センターを設置します。 ・児童発達支援センターを周知します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度より、第一希望の家に児童発達支援センターを設置し、地域の障がい児やその家族の相談支援や障がい児を預かる施設への援助・助言を行うとともに、障がい児相談支援、保育所等訪問支援を実施し、事業を利用する障がい児やその家族に対する支援を行っています。
	キ 特別支援保育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援保育の体制を整備します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度より、実施園数を拡充しました。(22園→23園)
	ク 特別支援保育児童の巡回相談・指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援保育実施園に対して、有識者による巡回相談を実施します。 ・特別支援保育未実施園に対して、臨床心理士による訪問相談を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度より、特別支援児巡回相談を拡充しました。(22園→23園)
	コ 放課後児童健全育成事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な範囲で障がいのある児童の受け入れを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全49か所のうち23か所で障がい児の受け入れを実施しています。
	ス 医療的ケア児への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置します。 ・関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。 ・日中一時支援の利用を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児等支援連絡会を実施し、保健・医療・障がい福祉・保育・教育などの関係機関と連携を強化し、事例を共有することで、地域課題の抽出に向けて協議しています。 ・医療機関等の求めに応じて、医療的ケア児等コーディネーターがケース会議に出席し、障がい福祉サービスの利用などについて調整を行っています。

基本的方向	施策	取り組み	令和3年度進捗状況
② 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減	ウ 発達や言語に心配のある子どもと親の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問指導を実施します。 ・発達相談を実施します。 ・相談しやすい環境づくりに努め、早期に療育につなげる支援を行います。 ・児童発達支援の親子通所を実施します。 ・ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングを実施します。 ・軽度・中等度難聴児補聴器購入費等支給事業を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発達に不安がある幼児に対して、発達検査や個別相談を行い、幼児への関わり方などを指導する「発達相談」を引き続き実施します。令和3年度からは、面談による相談に加えて電話による相談にも応じています。 ・幼児健診の事後教室として発達・言語に心配のある幼児に対して、保健師・保育士・言語聴覚士・臨床心理士等が個々に応じた指導・相談を行う「おやこ教室」を引き続き実施します。 ・心身の発達や言葉に遅れのある幼児に対し、総合的な発達支援や家族への支援を「親子通所」において引き続き実施します。 ・子どもとのかかわり方やほめ方などの子育て技術の獲得や、保護者としての役割の明確化や情緒的安定の支援を「母親教室」において引き続き実施します。
③ 教育環境の充実	イ 学校生活支援員の配置の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・通常学級、特別支援学級に学習支援や生活支援、生活介助を行う学校生活支援員を配置します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度より、配置人数を拡充しました。(37校77名→37校83名)
	ウ 未就学児の就学相談、児童・生徒の教育支援	<ul style="list-style-type: none"> ・未就学児の就学相談活動を教育研究所の就学支援員が実施します。 ・未就学児の就学を就学支援委員会が保護者と一緒に取り組みます。 ・児童・生徒の就学を校内教育支援委員会、就学支援委員会が保護者と一緒に取り組みます。 ・愛知県教育委員会や特別支援学校などが実施する教育相談を紹介します。 ・教育委員会に社会福祉士等の資格を有するスクール・ソーシャルワーカーを配置します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育研究所において、就学支援員4名が就学相談を受けるとともに、市内小学校の特別支援学級の見学を案内しています。 ・スクールカウンセラー11名と心の教室相談員週12時間の配置をしています。また、心の教室相談員については市内3校に常勤で配置しています。 ・市内小中学校の専門委員、コーディネーターのための研修を定期的に行っています。 ・令和3年度より、スクールソーシャルワーカーについて5名全てを常勤で教育委員会に配置しています。
	エ 学校への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県障害児等療育支援事業の学校での実施に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、学校での療育支援事業の実施に協力します。
④ 障がい福祉教育の充実	イ 交流学習等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・通常学級と特別支援学級、特別支援学級間の交流及び共同学習を開催します。 ・小中学校と特別支援学校の交流を行います。 ・けやきの子運動会、けやきの子作品展を開催します。 ・障がいのある子どもと地域の子どもや地域の住民との相互交流を、居住地校交流等を通して行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小牧特別支援学校、千種聾学校、春日台特別支援学校、瀬戸つばき特別支援学校、名古屋盲学校に通学している児童生徒を対象として、小学校での交流及び共同学習を実施します。
	オ 特別支援教育連携協議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育連携協議会の設置を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・春日井市の特別支援教育の課題について、障がい福祉課や保育課、医師、特別支援教育の専門家など、多分野にわたる委員から意見をいただき、障がいのある子どもの学齢前から学童期、卒業後まで一貫した支援について検討します。

3 保健・医療

基本的方向	施策	取り組み	令和3年度進捗状況
① 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減	ア 各種健診の受診促進と各種検査、保健指導、健康教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査を実施します。 ・ 特定保健指導を実施します。 ・ 後期高齢者健康診査を実施します。 ・ 糖尿病性腎症重症化予防事業を実施します。 ・ 乳幼児健康診査を実施します。 ・ 新生児聴覚スクリーニングを実施します。 ・ 新生児聴覚スクリーニングの検査費用を助成します。 ・ 通所施設で実施する歯科検診を推進します。 ・ 市民健康づくり講座や出前講座を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険の被保険者のうち、糖尿病の重症化リスクが高い医療機関未受診者や受診中断者に対し、受診勧奨や保健指導を実施しています。 ・ 子どもの聴覚障がいを早期に発見し、医療及び療育につなげるため、新生児聴覚検査費用を助成しています。 ・ 歯科医院への通院が困難な障がい者に対し、市歯科医師会が通所施設で行う歯科検診費用を助成しています。
	イ メンタルヘルス対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ メンタルヘルス相談を実施します。 ・ ゲートキーパー養成講座を開催します。 ・ こころの健康について知識の普及啓発を行います。 ・ 自殺予防対策ネットワーク会議を開催します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民のこころの健康の保持増進を図るため、精神科医師や臨床心理士によるメンタルヘルス相談を実施します。 ・ 自殺対策を推進するため、自殺予防の啓発やゲートキーパー養成講座を引き続き実施します。
	ウ かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・ かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の普及・定着を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な地域で日常的に医療や健康の相談等が受けられる医院・歯科医院・薬局の情報提供など、引き続きかかりつけ医等の重要性を啓発します。
④ 感染症予防・対策の推進	ア 感染症予防・対策に関する取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症予防に関する情報を障がいのある人、その家族、障がい福祉サービス事業所へ周知啓発します。 ◎ 障がい福祉サービス事業所へ感染症対策についての研修を実施します。 ◎ 関係部局と連携し、障がい福祉サービス事業所における感染症の発生時に必要な物資の備蓄や調達、輸送体制を整備できるよう進めます。 ◎ 感染症発生時の支援応援体制の構築を進めます。 ・ 遠隔手話通訳を実施します。 ・ 視覚障がいのある人や聴覚障がいのある人のために音声や手話による情報提供を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国や愛知県から発出される感染症予防に関する情報をホームページ等により周知、啓発するとともに、地域自立支援協議会、相談支援事業所連絡会、障がい児通所支援等事業所連絡会、当事者団体連絡会等において感染症予防に関する情報を共有しました。 ・ 障がい福祉サービス事業所等における感染症の発生状況を報告専用フォームにより即時に把握し、必要に応じて支援を行っています。

4 教育

基本的方向	施策	取り組み	令和3年度進捗状況
③ 生涯学習環境の充実	イ 図書の充実と読書サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 録音図書、点字図書を製作します。 ・ ボランティアによる対面読書を行います。 ・ 図書無料郵送貸出を実施します。 ・ 録音図書、点字図書、大活字図書、LLブックの貸出を実施します。 ・ 音訳技術講習会を開催します。 ・ 音訳デジタル録音技術講習会を開催します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障がい者のための録音図書・点字図書を製作しています。 ・ 視覚障がい者、身体障がい者への図書等の無料郵送貸出を実施しています。 ・ 録音図書、デージー図書、点字図書、大活字図書、LLブックの資料を収集し、視覚障がい者等に提供しています。

5 文化芸術活動・スポーツ等

基本的方向	施策	取り組み	令和3年度進捗状況
① 文化芸術活動の推進	イ 創作活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 障がいのある人の作品展を開催します。 ・ 障がい者団体や事業所の作品展を開催します。 ・ 障がい者週間啓発事業を実施します。 ・ 「あいちアール・ブリュット展」を周知します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「障がい者週間」にあわせてさまざまなイベントを開催し、障がいのある人の創作活動や音楽・芸能活動を支援するとともに、市民の障がいに対する意識啓発を図っています。
② スポーツ・レクリエーション活動の推進	イ 福祉文化体育館(サン・アビリティーズ春日井)での各種事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者スポーツ教養文化講座を開催します。 ・ 交流事業を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、障がい者スポーツ教養文化講座や交流事業を実施します。

6 雇用・就業、経済的自立の支援

基本的方向	施策	取り組み	令和3年度進捗状況
① 障がい者雇用の促進	ア 雇用や就労の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労移行支援事業所や就労継続支援事業所等を紹介します。 ・ 就労移行支援や就労定着支援の利用を促進します。 ・ 障がいのある人を市役所の正規職員や会計年度任用職員として採用します。 ・ 一般企業の受け皿拡大や充実を図ります。 ・ ハローワークが実施する企業への障がい者雇用に関する理解促進や雇用拡大の取り組みに協力します。 ・ 障がいのある求職者を新たに雇い入れ継続して1年間雇用した企業に補助金を交付します。 ・ 農業と連携した障がい者雇用を支援します。 ・ 地域自立支援協議会で雇用等の促進方法について検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、雇用、就労支援及び工賃向上に関する情報提供等を行います。 ・ 引き続き、市職員の障がい者枠での採用試験を積極的に実施します。 ・ 市内在住の、離職経験のある女性、障がい者や65歳以上の高齢者を採用し、1年以上継続して正規雇用している事業者に対し補助金を交付しています。 ・ 障害者就業・生活支援センターとの連携を図り障がい者雇用について情報提供するとともに、就労系事業所連絡会においても情報提供等を行っています。
	イ 相談支援や情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「はたらくためのガイドブック」により周知します。 ・ ハローワークとの連携を強化します。 ・ ジョブコーチの活用を促進します。 ・ 障害者就業・生活支援センターとの連携を強化します。 ・ 高齢の障がいのある人の社会参加や就労のニーズに対応し、就労継続支援事業所等を紹介します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域自立支援協議会委員としてハローワークに参加していただき、地域課題の把握、検討を行っています。 ・ 就労系事業所連絡会において障害者就業・生活支援センターに参加いただき、障がい者雇用、工賃向上等について情報提供するとともに、地域自立支援協議会委員として運営会議に参加いただき連携を図っています。
	ウ 障がい者就労施設からの物品等調達	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労継続支援事業所等を紹介します。 ・ 障害者優先調達推進法に基づき、毎年度調達方針を作成し周知します。 ・ 調達実績をホームページで公表します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所一覧の配布やホームページに掲載し、周知しています。 ・ 「令和3年度春日井市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」を作成しホームページにて公表しました。地域自立支援協議会はたらく部会での意見交換の内容を参考に、調達可能な役務のマッチングを行っています。
② 福祉的就労の充実	ウ 工賃等の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所への実地指導を行います。 ・ 就労継続支援事業所等を紹介します。 ・ 市の委託業務等と就労継続支援事業所とのマッチングを行います。 ・ 元気ショップを実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、障害者優先調達推進法に基づく業務委託について、就労継続支援事業所とのマッチングを実施します。

7 生活環境

基本的方向	施策	取り組み	令和3年度進捗状況
① 福祉のまちづくりの推進	イ 駅や公共施設の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> 拠点となる駅やその周辺を障がいのある人に配慮して整備します。 市役所や出先機関を障がいのある人に配慮して整備します。 	<ul style="list-style-type: none"> 駅周辺のバリアフリー化などに向けた工事について、令和2年度に名鉄味美駅が完了し、令和3年度中にJR春日井駅が完了する予定です。また、令和3年度に名鉄春日井駅のバリアフリー化などに向けた協議等を行います。 市役所庁舎西側エレベーターを、3基とも障がい者対応仕様に更新します。
	ウ かすがいシティバスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 利用者・付添人の運賃を減免します。 かすがいシティバスのネットワークやダイヤを再編します。 	<ul style="list-style-type: none"> 運賃及びダイヤを決定し、北部オンデマンドバスの運行を令和3年8月から、その他の再編路線の運行を令和3年10月から開始します。
② 住環境の整備	ア 住宅の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅総合再生計画に基づき住宅を整備します。 	<ul style="list-style-type: none"> (仮称)市営下原住宅第2期整備工事を行います。
	ウ グループホームの整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者福祉施設整備補助を行います。 ◎ 重度の障がいのある人への支援を行う日中サービス支援型共同生活援助の実施に向け、事業所に働きかけを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 1-①-アに同じ 各法人に対し、日中サービス支援型共同生活援助の実施について立ち上げについて働きかけを行っています。

8 情報アクセシビリティ

基本的方向	施策	取り組み	令和3年度進捗状況
① 情報提供の充実	イ 視覚障がいや聴覚障がいのある人などに配慮した情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市政情報サービス(ホームページなど)を行い ホームページやLINEからの問い合わせに自動で答えます。 春日井市公式アプリ「春ポケ」で市民一人ひとりに合った情報を提供します。 声の広報かすがいを作成します。 声のかすがい市議会だよりを作成します。 音声コードの活用を促進します。 ◎ 大活字版サービスガイドを作成します。 	<ul style="list-style-type: none"> 自動応答について、住民票や戸籍、就学児の子育て、マイナンバー等に関する問い合わせに対応できるよう、令和3年5月までに分野の拡充を行いました。今後はごみ分別分野についても応答分野の拡充を検討しています。 令和2年度中に、「春ポケ」アプリトップページに、市ホームページ内の新型コロナウイルス感染症関連情報ページへのリンクボタンを追加しました。

9 防災・防犯

基本的方向	施策	取り組み	令和3年度進捗状況
① 防火・防災対策の充実	ア 緊急時の情報提供・通信体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 安全安心情報ネットワークを活用します。 保護者向け緊急メール配信サービスを活用して周知します。 災害時要援護者台帳に登録した人に避難情報を提供します。 Net119、FAX119により、火災救急の通報を受け付けます。 	<ul style="list-style-type: none"> 公立小中学校において緊急連絡アプリを導入しました。登録した保護者に対して緊急時等に一斉連絡を行っています。
	イ 地域における災害時の支え合い、助け合いの推進	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の避難支援等の実効性を高めるため、災害時要配慮者の避難支援の個別計画の策定を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 個別計画を作成するモデル地区3地区の選定を行い、62名についての個別計画を作成します。
	カ 避難所のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> スロープを設置します。 災害用簡易組立トイレ(要配慮者対応)を設置します。 防災倉庫へ聴覚障がい者支援セットを設置します。 防災倉庫へ聴覚障がい者支援ボード(掲示用)を設置します。 福祉避難所に車椅子対応型マンホールトイレを配備します。 	<ul style="list-style-type: none"> 防災拠点施設9か所及び補完施設7か所に災害時要配慮者用簡易組立トイレを3基備蓄しています。 春日井市聴覚障害者福祉協会の意見を参考に、掲示用の聴覚障がい者支援ボードを作成し、各避難所の防災倉庫へ設置しています。 避難所の生活環境向上を図るため、福祉避難所2か所(総合福祉センター、福祉作業所)に車椅子対応型マンホールトイレを各2基配備しています。また、東部市民センターに車椅子対応型マンホールトイレを4基配備する予定です。
② 防犯対策の充実	ア 防犯知識の普及と啓発	<ul style="list-style-type: none"> 防犯講話を開催します。 消費生活相談を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 春日井安全アカデミー、自主防災組織リーダー研修会、外国人地震講習会、ボランティアコーディネーター養成講座、春日井市安全安心地域アドバイザー派遣事業を通じ、地域で活動し、地域に貢献する市民の育成に取り組んでいます。 消費生活に関する相談、意見、苦情等を受ける消費生活センターを設置しています。

10 差別の解消及び権利擁護の推進

基本的方向	施策	取り組み	令和3年度進捗状況
① 障がい者理由とする差別の解消の推進	ア 障がい者の権利と差別解消に関する啓発等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発チラシにより周知します。 ・ 講演会を開催します。 ・ 障がい者週間や市のイベント等で周知します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学校社会見学や地区社協の勉強会等で説明や講演を行います。
② 権利擁護の推進	ア 障がい者虐待防止に関する関係機関との連携強化や相談体制の整備、啓発等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者虐待防止センターを周知します。 ・ 権利擁護連絡会議を開催します。 ・ 虐待対応時の一時保護に関する協定を施設と締結します。 ◎ 緊急時に一時保護する居室を確保します。 ・ 啓発チラシにより周知します。 ・ 講演会を開催します。 ・ 障がい者週間や市のイベント等で障がい者虐待防止ホットラインについて周知します。 ・ 子ども若者総合支援地域協議会要保護児童対策部会実務者会議を開催します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者虐待の防止及び早期対応を図るため、障がい者虐待防止センターを設置し、障がい者虐待に関する通報を受付けています。また、関係機関との連携を図るため、高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会を開催しています。 ・ 総合的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を進めるため、権利擁護連絡会議を設置しています。 ・ 養護者による虐待により措置による一時保護が必要となる場合に備え、居室の確保について市内の入所支援施設と協定を締結しています。 ・ 1-①-クに同じ
	イ 成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 権利擁護連絡会議を設置します。 ・ 市民後見人育成研修を開催します。 ・ 高齢者・障がい者権利擁護センターを中核機関として位置づけ、成年後見制度の利用を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民後見人フォローアップ研修として、権利擁護サポーター養成講座を実施します。 ・ 任意後見制度の利用を促進するため、終活サポート事業を開始しました。
④ 地域共生社会の推進	ア 障がい理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 障がいのある人の作品展を開催します。 ・ 障がい者団体や事業所の作品展を開催します。 ・ 障がい者週間啓発事業を実施します。 ・ 保健、医療、福祉関係者による地域包括ケアシステムの協議の場を設置します。 ・ 障がいのある人、高齢者及び成年後見の相談業務を行うセンターを総合福祉センターに集約し、包括的な相談支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の地域包括支援センターとの総合調整や後方支援を行うとともに、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築しています。 ・ 障がいのある方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、専門機関をはじめとする関係機関と連携して相談に応じると共に、サービス等利用計画(計画相談)の作成も行います。また、障がいのある方への虐待の通報・届出・相談の窓口となる障がい者虐待防止センターを設置しています。

11 行政サービス等における配慮

基本的方向	施策	取り組み	令和3年度進捗状況
① 市役所等における配慮及び障がい者理解の促進	ア 職員研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人に関する理解を深めるための職員研修を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 新規採用職員を対象に、障がい理解のための研修を実施します。 障がいのある人に対する接遇研修を各部署で実施します。